

港区立芝浦公園等の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とアカネ・ハリマ・イビデングループ（以下「乙」という。）は、港区立芝浦公園等の管理運営に関して、令和4年4月1日に締結した「港区立芝浦公園等の管理運営に関する基本協定書」第31条の規定に基づき、「港区立芝浦公園等の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第30条第2項に規定する指定管理料の額は、年間179,679,181円（消費税を含む。）とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	公園	児童遊園	支払額合計
第1四半期	43,824,616円	528,230円	44,352,846円
第2四半期	47,187,674円	364,120円	47,551,794円
第3四半期	40,549,062円	370,740円	40,919,802円
第4四半期	46,327,142円	527,597円	46,854,739円
合計	177,888,494円	1,790,687円	179,679,181円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月16日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭 印

乙 アカネ・ハリマ・イビデングループ
代表団体
港区芝大門一丁目3番15号
株式会社アカネ
代表取締役 金子和平 印